

山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備に係る新たな地域クラブ活動団体設立の手引き【地域クラブ運営ガイドライン】<素案>

1 趣旨

山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針で示した「本市が目指す中学生の文化スポーツ活動」の実現のため、中学生の文化スポーツ活動に関する課題に対応し、中学生が地域において安全安心に活動できる体制を整え、本市が目指す活動を展開するために、指導等を担う実施主体として「地域クラブ」の設立を進めます。

2 地域クラブ(実施主体)の設立

「地域クラブ」とは、学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ「社会教育」の一環として捉えることができる文化スポーツ活動を主体的に実施する団体(チーム・クラブ)のことをいう。

(1)地域クラブの設立要件

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある。運営団体が認定する地域クラブは、以下の要件を全て満たすこととし、満たさない場合は原則として地域クラブの対象としない。

①規約・会則を定めていること

※会計処理についての適切な記載があること。

※会計年度を定め毎年、会計報告を行うことを記載すること。

※役員体制について規定すること。

②活動条件(活動日数、活動時間等)

・活動日／週2日以上の休養日を設けること。

※原則、平日1日、土日のうちどちらか1日を休養日とする。

※土日に2日間活動した場合は、平日に休養日を振り替えること。

・活動時間／原則 平日2時間、休日3時間程度とすること。

※可能な限り希望する生徒が参加しやすい時間帯を設定すること。

※夜間帯(午後9時以降)の活動を控えること。

③費用負担(受益者負担)を明確に示すこと。

※可能な限り低廉な会費設定をしていること。

④生徒(参加者)、指導者が保険に加入すること。

※スポーツ安全保険などに加入していること。

⑤活動計画を作成すること。

※年間活動計画、毎月の活動(練習)計画、大会参加予定等を作成すること。

※必要に応じて運営団体、学校への報告をおこなうこと。

⑥事故防止、健康管理、トラブル対応など管理責任を明確にすること。

⑦指導者の確保／適正な指導ができる体制を有すること。

・指導者を2名以上配置し、そのうち公認の指導者資格を有する指導者1名以上配置すること。ただし、認定初年度については、公認指導者の資格保有者の配置については、条件としない。

・指導者については運営団体等が実施する指導者研修会等を毎年受講すること。

⑧大会運営等の協力をを行うこと(大会役員、大会の引率等)。

(2)参加者

地域クラブは参加者の募集、登録に当たり次のことを順守すること。

・山陽小野田市内及び近隣市町から参加を希望するすべての中学生を対象とすること。

・小学生や高校生の参加については、各地域クラブの実情に応じて対象とすること。

・参加者の登録に当たり、対象学校、対象地域、その他特別な基準を設ける場合は運営団体と事前に協議すること。

(3)指導者

地域クラブ活動で指導する指導者については、中学生にとって適切な文化スポーツ環境を提供するために、以下の要件を満たすこと。

① 成人に達していること(学生を含む)。

② 市の基本方針、国のガイドライン、県の方針に基づいて指導・活動ができるこ

③ 次の事項のいずれかに該当していること。

・運営団体がもとめる指導資格を保有していること。

・市や運営団体が実施する研修会(講習会)を受講していること。

・教員免許を取得しており、学校部活動の顧問の経験があること。

(4)地域クラブへの支援

市や運営団体は、地域クラブの活動・運営に対し以下の項目について支援策を講じることとする。

① 活動費(会計処理・手続き)

・会費の取りまとめ、指導者謝金の支払、保険加入等の事務手続きを支援する。

② 活動場所

- ・学校施設の優先利用の調整、文化施設・体育施設の利用調整を支援する。
- ・施設使用料の減免について規定を設ける。

③ 指導者

- ・指導者のマッチングを行う仕組みを提供する。
- ・指導者向け講習会、研修会を開催する。

(5)新たな地域クラブの規約・会則について

地域クラブの規約・会則には次の事項等を参考にして規約・会則を作成すること。

<規約等に規定する事項>

- ・目的
- ・名称、所在地
- ・活動(事業)内容
- ・会員(資格、手続き、会費)
- ・指導者
- ・役員、事務局
- ・会計
- ・会議(役員会・総会)
- ・規約の改正
- ・解散
- ・その他クラブの活動・運営に関する事項

(6)地域クラブの認定について

地域クラブの認定を受ける場合は、運営団体に対し以下の手続きを行うこと。

<地域クラブ認定申請の流れ>

- ① 認定を受けようとする団体は、必要な資料(別に規定)を準備し、運営団体へ事前相談を行い、認定申請に必要な書類等の準備、作成を行う。
- ② 認定を受けようとする団体は、申請書(様式1)により、関係資料を添えて申請を行う。認定申請は、随時受付するものとする。
- ③ 運営団体は、地域クラブ認定申請を受けたときは申請内容を審査し、認定の決定を行うものとする。

運営団体が認定を決定したときは、地域クラブ認定通知書(様式2)により、不決定したときは、認定不決定通知書(様式第3)により、それぞれ申請者に通知するものとする。運営団体は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付すことができる。